

社会福祉法人マハヤナ学園 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人マハヤナ学園（以下「この法人」という。）の定款第5条及び第15条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、役員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益である。また、費用とは明確に区別するものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (4) 役員等は全て非常勤とする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 4 この法人の全評議員の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 5 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事長に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

- 2 役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等が理事会等に出席したときの交通費は支給しないものとする。

- 2 役員等が理事会等以外の法人業務または研修等に出席したときは、1日10,000円、半日5,000円の日当報酬を支給することができる。
- 3 役員等が理事会等以外の法人業務に出席したときの交通費は、支給しないものとする。
- 4 役員等が研修等に出張した場合は、下記各号に定める費用について実費弁償とする。
 - (1) 旅費・交通費
 - (2) 宿泊費
 - (3) 研修費
 - (4) その他業務遂行に必要な経費

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は、理事会等への出席、法人業務にあたった都度、支給する。

(理事会等への出席は決議の省略時も含むこととする。)

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 3 毎月支払うべき報酬は、毎月25日(その日が銀行休業日の場合は、その前日)に支払わなければならない。ただし、非常災害その他やむを得ない事情により、あらかじめ支払ができないときは、別に支払日を定めることができる。また理事会等への出席に対する報酬は、年末もしくは年度末に一括して支払うことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年3月2日(評議員会の議決日)から施行する。

別表第1 (理事長の報酬)

役 職 名	月 額
理事長	50,000 円

別表第2 (役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円

(2) 監事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
監事監査等への出席	10,000 円

別表第3 (評議員の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員等会議への出席	10,000 円